

# 平成29年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年11月28日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣	次	男
委 員	1番	大 津	雄 司	
	3番	姫 野	康 二	
	5番	高 田	英	
	6番	麻 生	俊之輔	
	7番	二ノ宮	政 広	
	8番	安 部	義 浩	
	9番	江 藤	国 子	
	10番	小 野	恵美子	

4. 欠席委員

副 会 長	11番	大 塚	弘 士
	4番	坂 本	成 一

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法の規定による許可取消の報告について
  - ② 農地法第4条の規定による許可申請の審議
  - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
  - ④ 非農地判断の審議
  - ⑤ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
  - ⑥ 農用地利用配分計画の審議
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第11回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 5番 高田 英 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法の規定による許可取消の報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法の規定による許可取消の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法の規定による許可取消の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第2～4号 3件)

議長

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案2号について、議席番号6番 麻生 俊之輔 委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

資料の1ページをご覧ください。見てのとおり周囲は全部宅地で、水田も畑もありません。始末書のとおり以前から駐車場として利用していたということです。正式に転用したいということですのでご審議をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。江藤委員どうぞ。

9番 江藤 国子 委員

先ほど3条許可の取り消しをしたところと場所が同じなんですけれども、平成28年2月25日に許可とあります。始末書には20年頃からとありますがおかしくないですか。

事 務 局

農地に復旧して野菜栽培を行うということで許可をしているんですが、それが実行されなかったようです。費用の関係などもあったのではないかと思います。駐車場にしたというのも本人は福岡におり、宅地の間にある農地なので近所の方が車を停めて、土を踏み固めたようになっていきます。県外におりますし、今の状況で駐車場にしたいとのことです。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

それでは議案3号について、また議席番号6番 麻生 俊之輔 委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

資料の4ページからになります。始末書にありますように、平成5年頃、車庫をつくっております。正式に転用手続きをしたいということです。ご審議をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案4号について、議席番号7番 二ノ宮 政広 委員より説明の方をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

申請人は手広く農業をされている方で、トラクター、コンバイン、田植機等、かなり大きな機械を購入し、後継者がいないところも作ってあげている状況ですが、格納庫がないということで今回、自宅の前の田に作りたいということで申請を受けたところです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

議案4号について、質疑はありませんか。高田委員、どうぞ。

5番 高田 英 委員

ここは農業用倉庫ではないのですか。倉庫用地となっていますが。

事務局

主には農業用倉庫です。あえて農業用を取ったのは、建築関係の木材を取り扱う仕事をしておりますので、農業だけに使うという状況ではなくなる計画もあるようです。半分農業用、半分農業以外ということで倉庫用地という形にしております。

5番 高田 英 委員

倉庫自体に比べて土地が広すぎるような気がしないでもないのですが、大丈夫ですか。

事務局

基本的に、倉庫と資材置き場と作業スペースを設けますので、大丈夫かと思えます。どういう事業をしているかということも県に出しますので、それに見合えばいいと思えます。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5号 1件)

議 長

日程第3 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請につきましては、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案6号について、議席番号1番 大津 雄司 委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

資料の11ページからになります。駐車場、資材置き場ということです。道路に隣接している場所で、地目は田ですが、現況は畑のようになっており、水路は利用されていない状況でありました。そのまま踏み固めて駐車場、資材置き場にするという話でありまして実効性などについても問題ないと考えます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第6～9号 4件)

議 長

日程第4 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案6号につきまして、補足説明がありましたらお願いします。

事 務 局

写真につきましては、資料の18ページからになります。すべての土地について、人の手を加えてクヌギ等を植栽しているという事実はありません。以上です。

議 長

議案6号について質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは採決いたします。

議案6号につきましては、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこれら案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案7号につきまして、補足説明がありましたらお願いします。

事 務 局

写真につきましては、資料の25ページになります。ご覧のように竹にカズラが巻きついたような状況の農地となっております。以上です。

議 長

議案7号について質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは採決いたします。

議案7号につきましては、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないとい

うことで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
挙手・多数によりこれら案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案 8 号につきまして、補足説明がありましたらお願いします。

事 務 局

写真につきましては、資料の 28 ページになります。木も見えますが、雑木等で、人為的に植栽しているものではありません。

議 長

議案 8 号について質疑はありませんか  
(ありません。)

それでは採決いたします。

議案 8 号につきましては、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという  
うことで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこれら案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案 9 号につきまして、補足説明がありましたらお願いします。

事 務 局

写真につきましては、資料の 32 ページになります。赤く囲んだ部分、ここは法面です。上に若干平らな部分も見えますが、それは他の方の土地で、灰色に映っているのは里道と水路が崩壊したときに間知ブロックで崩れた部分を修理したもので、耕作面と言える部分が現地はありません。上が里道と水路で、里道と水路を拡幅したような経緯はないようなのですが、ここがなぜ農地になっていたのか不思議なくらいの土地です。平たい法面が一切ないということで非農地として申請したいということなのです。

議 長

議案 9 号について質疑はありませんか  
(ありません。)

それでは採決いたします。

議案 9 号につきましては、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという  
うことで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこれら案件、非農地証明の発行を決定します。

#### ■日程 第 5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第号 10～15 号 6 件)

議 長

日程 第 5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権）、6 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第 5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権） 議案朗読説明。

議 長

議案10号から14号については継続の案件です。一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長

議案15号について、説明がありましたらお願いします。

事 務 局

借受人が農業農村振興公社となっております。農地中間管理事業としては新規に設定するという案件です。実質は継続で、以前は経営基盤強化法で貸し借りしていたという案件になります。

議 長

議案15号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

■日程 第6 「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」  
(議案第16～17号 2件)

議 長

日程 第6 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案16号について質疑があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数により、意見なしとして答申します。

議 長

それでは、議案17号について質疑があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数により、意見なしとして答申します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 次 縣  
委員 高 田 英 富